



# けんぽ通信



2024年1月号  
発行：全国健康保険協会新潟支部  
編集：企画総務グループ

## インセンティブ制度 令和4年度結果について

「インセンティブ制度」とは5つの評価指標に基づき、47都道府県支部単位で順位づけし、上位15支部の保険料率を引き下げる制度です（結果は2年後の保険料率に反映）。

この度、令和4年度の数値に基づいた新潟支部の実績ができましたのでお知らせします。

### 5つの評価指標

| 特定健診等の実施率               | 特定保健指導の実施率              | 特定保健指導対象者の減少率           | 要治療者の医療機関受診率            | 後発医薬品の使用割合              |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 8位                      | 21位                     | 34位                     | 3位                      | 8位                      |
| 新潟支部：69.9%<br>全 国：56.6% | 新潟支部：22.0%<br>全 国：17.7% | 新潟支部：33.5%<br>全 国：34.2% | 新潟支部：38.6%<br>全 国：35.0% | 新潟支部：82.9%<br>全 国：81.3% |

### 令和4年度 新潟支部総合順位

**10位 / 47支部**  
(令和3年度 19位)

加入者の皆様の取り組み結果により、令和4年度の新潟支部の実績は総合順位第10位となり、令和6年度の保険料率の引き下げ(0.030%の減算)につながる結果となりました。

すべての加入者・事業主の皆さまの健康への取組が医療費適正化につながります。

協会けんぽも皆様の取組を全力でサポートさせていただきますので、一緒に取り組んでいきましょう。



## 令和6年1月下旬にジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします

### 送付対象者

- 主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
  - お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方
- ※すべての加入者さまに通知されるものではありません。

### お知らせの内容

- 先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の、自己負担軽減額可能額等
- ※先発医薬品よりも3~5割程度安くなる場合があります。

### ジェネリック医薬品の供給について

現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じております。切り替えができない場合がありますので医療機関や薬局にご相談ください。

### ジェネリック医薬品の特徴

服用しやすいお薬へ  
製造の工夫が  
図られているものも  
あります



**製剤の小型化** 大きさを小さくし飲みやすく改良。

**剤形の変更** 飲みやすい形状に改良。

**味の改良** にごみ等を抑えた味に改良。

〈お問い合わせ先 企画総務グループ〉



全国健康保険協会 新潟支部

協会けんぽ

協会けんぽ 新潟

検索

スマートフォンから!



〒950-8513 新潟市中央区東大通2-4-4 日生不動産東大通ビル3階 TEL 025-242-0260(代表)

※この広報誌は協会けんぽにご加入の事業所様以外にも情報提供としてお送りしています。

## 「医療費のお知らせ」をお送りします

### 対象期間

主に令和4年10月から令和5年8月<sup>(※)</sup>までの間に医療機関等に受診された医療費分

### 送付時期

令和6年1月中旬から順次、**事業所様あてに**  
**お送りいたします**

### ● 事業主様へのお願い ●

「医療費のお知らせ」は被保険者様ごとに封筒に入っております。**開封しないで**被保険者様にそのままお渡しください。

## 「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使用可能です。

「医療費のお知らせ」に記載されていない令和5年9月から12月分の医療費等については、医療機関からの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を申告書に追加して添付してください。

※医療費のお知らせの作成には、医療機関等から協会けんぽに送られてくる診療報酬明細書(レセプト)が必要となりますが、医療機関等で受診した月から協会けんぽにレセプトが届くまでに少なくとも3か月を要します。2月の確定申告時期までに確実に医療費のお知らせをお届けする必要があるために8月分までの記載としております。

Q

A

### 直接被保険者あてではなく、事業所に送付するのはなぜでしょうか？

直接被保険者様に郵送する方式に変更した場合、およそ10倍の郵送料が見込まれるため、各事業所へ被保険者様への配布をお願いしております。ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

Q

A

### 「医療費のお知らせ」が届いていない従業員がいるのはなぜでしょうか？

「医療費のお知らせ」は、主に令和4年10月から令和5年8月までの間に医療機関へ受診された分が記載されていますが、対象期間中に受診していなかった場合については作成されません。

Q

A

### 退職した従業員の「医療費のお知らせ」が届いているのはなぜでしょうか？

「医療費のお知らせ」は、データ抽出日(令和5年11月上旬)の記録に基づき作成しており、その後、退職等の入力処理が行われた分は送付されることとなります。恐れ入りますが、返信用封筒を同封していますので当支部までご返送をお願いいたします。

〈お問い合わせ先 レセプトグループ〉

## 令和6年度 生活習慣病予防健診のご案内

### 被保険者様

### 生活習慣病予防健診

ご案内を  
緑色の封筒で  
事業所様あてに  
令和6年3月に  
お送りします。



◆35歳～74歳の被保険者の方を対象に生活習慣病やがんを早期に発見・早期治療をするために実施しています。

### 申込方法

受診希望の健診実施機関へ電話で  
予約をしてください。

※受診時には必ず保険証を持参してください。



## 情報提供サービスをご利用ください(生活習慣病予防健診対象者データダウンロード)

- 生活習慣病予防健診の対象者データをCSV形式でダウンロードできます。「生活習慣病予防健診の対象となる従業員を把握したい」等従業員の皆様の健康診断においてご活用できます。
- 2月下旬ごろには、次年度の健診対象者のデータの取得等ができ、生活習慣病予防健診のお手続きに役立ちます！

※ユーザーID等は2年間使用していない場合、無効となりますので再度利用申請が必要です。

▼利用申請はこちらから



〈お問い合わせ先 保健グループ〉